

令和7年度～令和11年度

第3期

松浦市教育振興

基本計画



いかりパネルを使った体験学習

～「教育のまち 松浦」を目指して～

松浦市教育委員会

目 次

第1章 松浦市教育振興基本計画の策定

1. 第3期教育振興基本計画の策定	2
2. 教育を取り巻く社会の動向	3
3. 松浦市における教育の基本的な考え方	5

第2章 松浦市における教育の課題と基本目標

1. 生きる力を育む学校教育の実現	7
2. 子どもたちが安心して学べる環境の整備	15
3. 自ら求め、学び合う心を培う生涯学習の推進	18
4. 明るい社会づくりをめざす人権・同和教育の推進	21
5. たくましさ・やさしさをもつ青少年の育成	21
6. 健康で活力のある市民を育てる体育・スポーツの振興	22
7. 文化財の保護と豊かな伝統文化の振興	23
8. 松浦市教育振興基本計画における基本目標	26

第3章 基本目標達成に向けた施策の展開

基本目標Ⅰ	生きる力（確かな学力、豊かな人間性、健やかな体）の育成	29
基本目標Ⅱ	安全・安心で快適な教育環境の整備	37
基本目標Ⅲ	自ら求め、学び合う心を培う生涯学習の推進	39
基本目標Ⅳ	明るい社会づくりをめざす人権・同和教育の推進	41
基本目標Ⅴ	たくましさ・やさしさをもつ青少年の育成	41
基本目標Ⅵ	健康で活力のある市民を育てるスポーツの推進	43
基本目標Ⅶ	文化財の保護と文化芸術活動の推進	45

第 Ⅰ 章

松浦市教育振興基本計画の策定

1. 第3期教育振興基本計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

松浦市教育委員会では、教育行政が取り組むべき施策を体系的に取りまとめた『第1期松浦市教育振興基本計画（平成27年度～平成31年度）』に基づき、本市教育の振興を図ってきました。

その後、計画の成果と課題検証をもとに、教育を取り巻く動向や国及び長崎県の施策の動向等を踏まえ、今後重点的に取り組むべき施策を定め、着実に推進していくために『第2期松浦市教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）』を策定し、教育活動の実践に努めてまいりました。

そして、このたび「松浦市総合計画（令和2年～令和11年）」に示す基本理念「育つ・つながる・根をおろす」の実現に向け、松浦市の教育に関する成果や課題を整理し、教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、「第3期松浦市教育振興基本計画（令和7年度～令和11年度）」を策定しました。

(2) 計画の性格・期間

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の『第4期教育振興基本計画』及び県の『第四期長崎県教育振興基本計画』を参酌し『松浦市総合計画』に示す松浦市の将来像を実現するための教育分野における個別計画であり、本市の教育関連計画においては、最上位に位置づけられるものです。

本計画は、令和7年度を初年度とする令和11年度までの5か年計画とし、この計画に基づき年度ごとに重点施策を決定し、必要に応じて随時見直しを行っていきます。

(3) 計画の推進・進管理

①計画の周知・広報

計画の着実な実施に向け、共感・共有・共創されるよう、情報発信・広報活動に努め、計画の進捗状況を公開し、取り組みの現状やその効果についても周知を図ります。

さらに、計画を推進するうえにおいては、必要に応じて児童生徒や保護者等にアンケート調査を実施するなど、教育全般に関するニーズの把握に努めます。

②教育関係予算の確保

松浦市総合計画に示す基本理念「育つ・つながる・根をおろす」の実現に向け、市が直面する課題に対する施策の目標が効果的に達成されるよう、積極的な予算編成が行われる方針であることから、国や県に対し教育予算の拡充を働きかけるなど、計画推進に必要な予算の確保に努めます。（教育基本法第16条第4項）

③家庭、地域、企業及び関係団体等との連携

現在の教育を取り巻く様々な課題やニーズに対応していくために、家庭や地域、企業をはじめ、子育て・子ども課等の庁内関連部署、また、警察署等の関係機関とさらなる連携強化を図り、官民が一体となった効果的な取り組みを推進します。

④施策の進行管理及び点検評価

本計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、定期的かつ適正な計画の進捗管理を行っていきます。

施策については、点検及び評価（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条）を実施し、取り組み内容を公表します。

2. 教育を取り巻く社会の動向

（1）VUCA（予測困難な）時代の到来

VUCA（変動性 Volatility、不確実性 Uncertainty、複雑性 Complexity、曖昧性 Ambiguity の頭文字）
【社会の潮流】

現代は将来の予測が困難な時代（VUCA の時代）と言われており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による暮らしへの影響、ロシアのウクライナ侵攻などによる国際情勢の不安定化など、時代を象徴する事態が生じています。

どのような社会においても、子どもたちが力強く生き抜いていくためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手となれるよう力をつけていく必要があります。

【GIGA スクール構想がもたらす学びの変容】

国の GIGA スクール構想によって整備された児童生徒 1 人 1 台端末と通信ネットワーク等 ICT 環境の整備、それらを効果的に活用することで、教育環境の充実、アクセシビリティ（※1）の向上、校務の DX（デジタルトランスフォーメーション）化なども期待されるところであり、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」を進めるうえでも ICT を活用した新たな取組の実践が求められています。（※1 障害者や高齢者等を含めた全ての人が必要とする情報に簡単にたどりつけ、情報や機能を利用できること）

（2）共生社会の実現

【ウェルビーイング（Well-being：心身ともに満たされた状態）の向上と共生社会の実現】

一人一人のウェルビーイングの実現に向けては、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなる必要があり、教育を通じて社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

いじめや不登校、児童虐待やヤングケアラー、性的少数者や貧困の問題など子どもたちが抱える困難は多様化・複雑化しています。また、特別支援学校だけでなく、幼稚園等や小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校において、発達障害を含めた特別支援教育の対象となる子どもは増加しています。多様な子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を進めるとともに、様々な人々との交流、学び合う機会

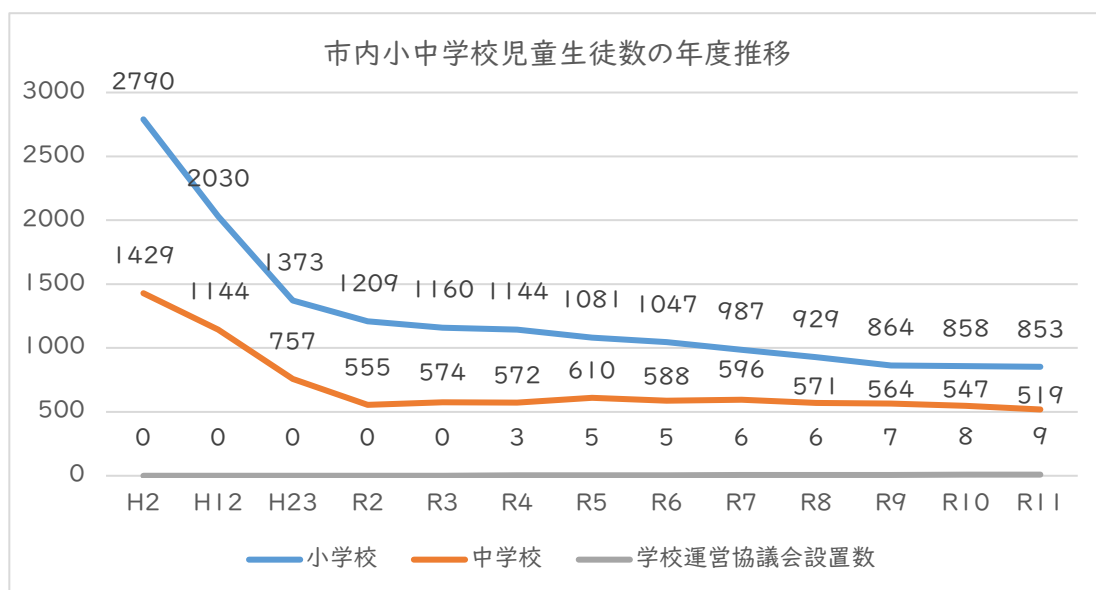
を確保することで、共生社会の実現を目指していくことが求められています。

(3) 人口減少社会

松浦市の人口は、平成30年に2万3,172人、そこから年々減少し、令和6年4月末現在の人口は2万679人となっています。市内の小・中学校の児童・生徒数の推移は、令和2年以降減少し、令和9年には、小中学校合計1,500人を下回る見込みです。特に、中学校の生徒数は、令和15年に380人となる見込みで減少が急速に進むことが推計されています。

学校数の推移は、平成23年の適正配置基本計画策定時は、小学校12校、中学校7校（うち、小中併設校1校）でしたが、その後の統廃合により、令和6年度は、小学校9校、中学校7校、計16校（うち小中併設校1校）となっています。

人口減少に伴う学校の統廃合や小規模化により、地域コミュニティの活力や子どもたちのコミュニケーション能力の低下が危惧されます。そこで、学校や地域での直接的なコミュニケーションと地域コミュニティ機能の活性化に努めることが重要です。併せて、地域の将来を牽引していく人材育成に地域ぐるみで取り組んでいくことも必要です。



出典：松浦市教育委員会

(4) SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえた教育の推進

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す国際社会全体の目標SDGsの一つに「持続可能な開発のための教育（ESD）」が記載されており、ESDの目的である持続可能な社会の創り手を育む教育は、全てのSDGs実現の鍵とされており、教育には大きな期待が寄せられています。また、学習指導要領にも育みたい力として、持続可能な開発に関する価値観（人間の尊重、多様性の尊重、非排他性等、環境の尊重等）、体系的な思考力（問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方）、代替案の思考力（批判力）、データや情報の分析能力、コミュニケーション能力、リーダーシップの向上が挙げられています。

3. 松浦市における教育の基本的な考え方

松浦市教育委員会においては、松浦市総合計画で掲げた「育つ・つながる・根をおろす」の理念が教育施策に具現化することを目指し、市民の教育・文化・スポーツの振興に対するニーズを新しい感覚で受け止め、共に学び合う姿勢で、深い愛情と奉仕の精神をもって教育を推進するために、次のように教育方針と教育努力目標を掲げます。

(1) 松浦市教育方針

松浦市教育委員会は、市民と関係機関の協力と連携のもとに、教育のまち松浦の確立を期する。

このため、郷土及び国家を愛し、平和を求め、人間尊重の精神を基盤として、生涯を通して自ら学ぶ力を高め、国際性豊かで、社会に貢献できる心身ともにたくましく、心豊かな人間の育成を図る。

特に、教育にたずさわる者は、自らの見識を高め、教育愛と使命感に徹し、進展する社会に即応する教育の充実発展に努める。

(2) 松浦市教育努力目標

- 「生きる力（確かな学力、豊かな人間性、健やかな体）」を育む学校教育の実現
- 安全・安心で快適な教育環境の整備
- 自ら求め、学び合う心を培う生涯学習の推進
- 明るい社会づくりをめざす人権・同和教育の推進
- たくましさ・やさしさをもつ青少年の育成
- 健康で活力のある市民を育てるスポーツの推進
- 文化財の保護と豊かな伝統文化の振興

(3) 「教育のまち 松浦」をつくるために

＜大人が学び、大人が手本を示し、子どもも大人も共に育つ＞

大人自身が生涯にわたって学び続け、生き方の手本を示し、子どもから大人まで共に育つ教育を実施する。

……………あいさつで心かよう松浦……………

……………奉仕活動で心みがく松浦……………

第2章

松浦市における教育の課題と基本目標

1. 生きる力を育む学校教育の実現

第2期計画では、「生きる力（確かな学力、豊かな人間性、健やかな体）の育成」を努力目標に掲げ、本市学校教育の振興を図ってきました。この間も社会は変化し続け、より将来の予測が困難となることに加え、そうした変化が、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなってきています。

急速なグローバル化の進展や「Society5.0」時代の到来、予測困難な将来など、どのような社会においても、子どもたちが力強く生き抜いていくためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手となるような力を付けていく必要があります。そのため、社会がどんなに予測困難な時代であっても、子どもたちが、自ら課題を見つけ、自ら考え判断して行動できる力を身に付けることができる教育を充実させることが重要です。

現行学習指導要領においては、社会に開かれた教育課程の実現を理念に掲げ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を基礎として、社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育むことが必要とされています。そのために「正解（知識）の暗記」「正解主義」への偏りから脱却し、子どもたちにとって「主体的・対話的な深い学び」となるような、授業の改善が求められています。

また、本市は、人口減少や過疎化の進行が深刻な状況にあり、今後、これからの時代に求められる教育内容や指導方法を十分勘案し、学級数や児童生徒数の推移及び学校が地域コミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、第2次松浦市学校適正配置基本計画を策定し、その計画に基づく市内小・中学校の適正配置に取り組む必要があります。

教育課題

(1) 確かな学力の 定着について

確かな学力とは、基礎的・基本的な知識及び技能の習得及びそれらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度のことです。平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査の結果における本市の状況は、全国の平均正答率と比較すると、全国平均正答率と同程度の教科があるものの、算数・数学・英語は全国を下回る水準となっており、特に「知識・技能を実生活に活用する問題」については、小・中学校ともに共通した課題となっています。

以上のことから、「主体的・対話的で深い学び」（※1）の実現を通して、わかる授業を実践し、知識や技能の確実な定着を図ることはもちろん、身に付け

た知識や技能を、授業や生活の中で活用する場面をより多く設定することで、思考力・判断力・表現力を育てていく必要があります。

また、全国学力・学習状況調査によると、小・中学校ともに、家庭学習に計画的に取り組んでいる児童生徒の割合が全国平均とほぼ同等となっています。自らの課題や目標に応じた計画を立て、家庭学習に主体的に取り組む態度を育てるなど、授業や授業外における児童生徒の「学びに向かう力」（※2）を育成する視点も重要視されています。

（※1）「主体的・対話的で深い学び」

主体的な学び・・・学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び。

対話的な学び・・・子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学び。

深い学び・・・習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に想像したりする学び。

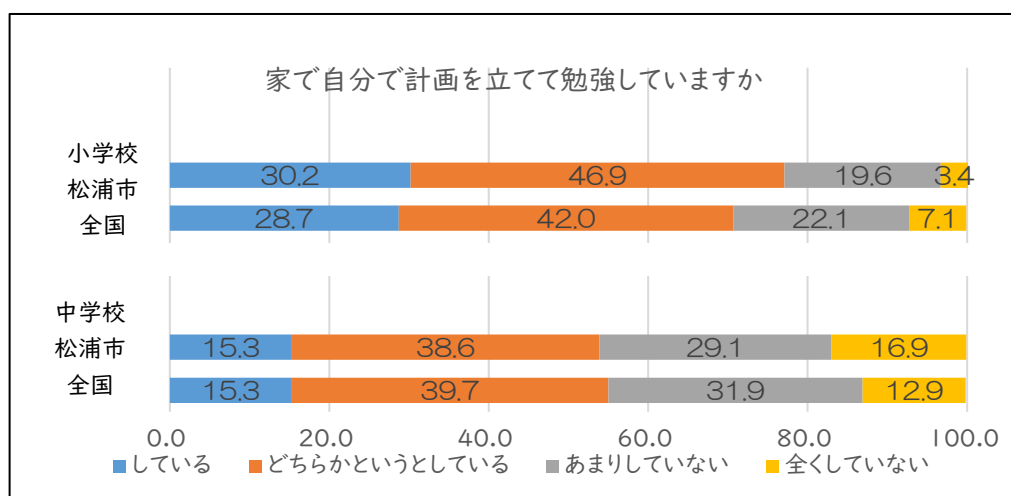
（※2）「学びに向かう力」（長崎県教育委員会「学びの習慣化メソッド」より抜粋）

主体的に学ぶ態度・・・自分なりの問いを立てる／自分なりのやり方で課題解決に向かう
楽しみながら、学びを進めている／新たな課題を見いだす など

自分を律する力・・・目標の実現に向けて粘り強く努力する／様々な欲求に負けずやるべきことに取り組む
自分が立てた計画に沿って学習する／時間を考えて行動する など

自分を客観的に把握する力・・・学習内容の理解度を認識する／つまづきやミスの原因を分析する
変容や成長を確かめる／学習の内容や方法を見直し、修正する など

よりよい生活や人間関係をつくろうとする態度・・・自分の夢や目標を意識しながら生活する／自他の考えや
思いを認め、尊重する／相手の立場を踏まえ、協力して取り組む／他者のよさに学びながら、自分の考えをよりよい
ものにする など



出典：全国学力・学習状況調査

(2)
規範意識・道徳心・基本的生
活習慣について

松浦っこの
よりよい成長のために



本市の児童生徒は、令和6年度全国学力・学習状況調査において、ほとんどの児童生徒が高い規範意識と道徳心を持っているという結果が出ました。引き続き道徳教育を充実させ、感謝する心や感動する心、思いやりの心などを育むとともに、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちに規範意識を育成していく必要があります。

また、毎日の朝食の摂取や決まった時刻に起床・就寝している児童生徒の割合は、全国平均と比較すると小学校ではほぼ同じで、中学校では上回っていますが、以前に比べると減少傾向がみられます。

本市においては、リーフレット「松浦っこのよりよい成長のために」（保護者・児童生徒向け）を用いて、「早寝早起き朝ごはん」、「計画的な家庭学習」、「家庭でのコミュニケーション」、「スマートフォン利用の家庭のルール作り」について家庭・地域に啓発しています。子どもたちの基本的な生活習慣の確立を地域総ぐるみで目指すことが大切です。



出典：松浦市教育委員会

(3)
いじめ・不登校等
の状況について

「いじめ問題」については、市内すべての学校において、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、「いじめは絶対に許されない」という強い信念を持って指導に当たるとともに、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」との意識を持ち、「いじめの見逃し0、いじめの解消率100%」を目指し取り組んでいます。

また、本市独自の「いじめに対する学校の具体的な取組及び指導の充実のための調査」を毎年実施し、いじめの実態を把握するとともに、いじめ問題への対応の改善を図っています。今後も、「松浦市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」を基に、いじめの防止等のための対策に継続的、組織的に取り組んでいくことが重要です。

不登校の児童生徒については、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症が学校行事や部活動をはじめとした様々な集団的活動等の縮小、中止という影響を与えました。それと並行して教育のICT化が急速に進展したことによって、WEB 等を活用した学校外での学びの環境が整いました。このようなことを背景に、徐々に不登校児童生徒数が増え、令和4年度をピークに52人の不登校がありました。令和5年5月に新型コロナウイルスの第5類感染症移行に伴い、教育活動がコロナ禍以前に少しずつ戻る中、従前から行っていた子育て・こども課などの関係機関との連携強化、スクールカウンセラー（※1）、スクールソーシャルワーカー（※2）の全校配置、小学校3年生と中学校1年生全員を対象とした全員面談を実施するなど教育相談体制を充実させたことにより、令和5年度は46人と減少しています。様々な体験活動や集団的活動が非認知能力（「自尊感情」「精神的回復力」「がまん強さ」「精神的健康」等）形成に影響を及ぼすという国の調査結果を受け、改めて各学校では、体験活動の充実ときめ細かな支援に努めています。

また、今後も引き続き、教育相談体制の充実や児童生徒一人一人の自己有用感を高める取組の充実に努めていきます。

- （※1）スクールカウンセラー 学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
- （※2）スクールソーシャルワーカー 子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する専門家。

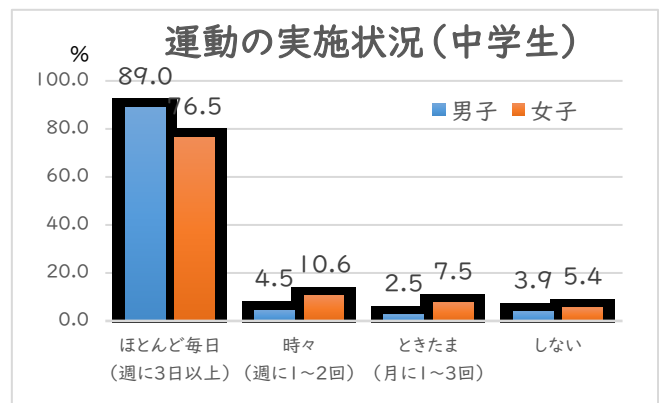
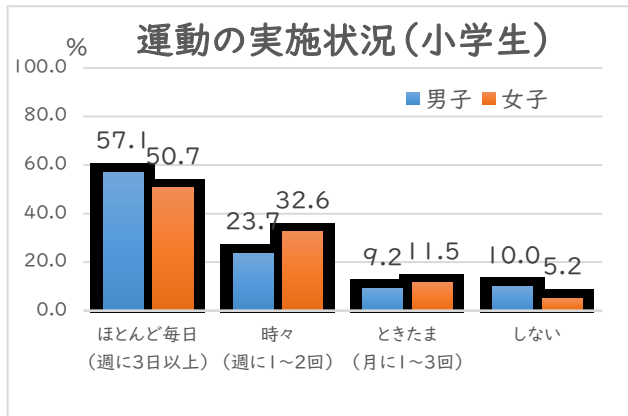
（4） 体力・運動能力 について

子どもの成長過程において、体力向上は欠かすことのできない重要な要素です。令和5年度の全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果によると、小学校では、男女とも握力と上体起こしを除く7種目で全国平均を上回っています。また、中学校では、男子が握力、持久走、50m走の3種目で、女子が上体起こし以外の8種目で全国平均を上回っており、小中学生を通じて男女ともに上体起こしが全国平均を下回っていることから、背筋力に課題があります。また、運動する者としいない者や体力の高い者と低い者の二極化も見られます。そのため、体育の授業の充実や運動に取り組む習慣を身に付けさせる取組を推進していく必要があります。

部活動の充実については、平成31年2月25日『松浦市立中学校等運動部活動における方針』を策定し、方針に沿った適切な休養日及び活動時間の設定、運動習慣の確立に取り組んできました。今後、少子化や教職員の働き方改革に伴い、土・日曜日の学校教育における部活動が廃止され、その代

わりとなる地域にある社会体育が担っていく部活動の地域移行が課題となっています。

さらに、本市は「なぎなたのまち 松浦」を掲げており、なぎなたの普及啓発を図るために、全ての中学校の武道指導でなぎなた授業に取り組んでいます。その授業になぎなたの熟練者を講師として派遣しており、なぎなたに対する子どもたちの興味・関心が高まっています。



出典:松浦市教育委員会

(5) 家庭・地域の 教育力について

家庭は、全ての教育の出発点であり、家族との絆やふれあいを通じて、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、豊かな心と自立心を育むなど、心身の調和のとれた発達を図ることができます。しかし、近年、少子高齢化、個人の価値観の多様化、人間関係の希薄化などにより、本来、家庭が第一義的に責任を負うべき役割についても、学校がその補完的な機能を果たしている現状があります。

そのため家庭・地域の教育力を十分に機能させ、子どものよりよい成長を図るためには、学校・家庭・地域が連携・協働し社会総がかりで子どもたちを育てる仕組みづくりが必要です。

市内小中学校においては、地域に開かれた信頼される学校を実現するため、「学校開放みんなでオープンスクール」(6月から3月までの毎月月初めの1週間・土日を除く)を実施しています。また、令和2年度からコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)(※1)を導入し、地域住民や保護者の学校運営への参画を通して、教育活動の充実に取り組んでいます。

(※1)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度) 学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み。

(6) 特別支援教育 について

特別支援学級に在籍する児童生徒、通級指導教室に入室している児童生徒は、年々増加する傾向にあります。その背景には、学校、家庭の特別支援教育に関する理解が深まり、個々の発達の特性が把握できるようになったこと、関係機関が連携し、個人のニーズに即した支援がなされるようになったことが挙げられます。

しかしながら、特別支援学級及び通級指導教室で学ぶ児童生徒の急速な増加に加え、様々な特性に対応するため、教職員の専門性の向上を図り、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、より一層質の高い教育を行うことが求められています。そのため、これまで以上に、子育て・こども課や関係機関との連携を強め、障害の早期発見や個々の状態に応じた支援体制の充実に努めていきます。

(7) 幼児教育 について

平成29年3月に告示された幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領により、豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」、気付いたことやできるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力・判断力・表現力等の基礎」、心情・意欲・態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」など、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されました。

これを踏まえ幼稚園等と小学校の教員が、5歳児終了時の子どもの姿を共有し、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化を図っていきます。令和6年度には、松浦市幼・保・小連携推進協議会を立ち上げ、幼児教育と小学校教育との連携を深めていきます。

(8) ふるさと教育 について

各学校では、毎年、総合的な学習の時間を中心に、関係機関や関係者の協力を得て、本市の歴史や伝統文化等に関すること、まちづくりに関することなどについて探究的な学習に取り組んでいます。また、「住みたい・住み続けたいまち まつうら」をテーマに、市内小中学生が子ども議員となって、本市の課題やまちづくりに関して意見を述べ、質問や提案を展開する「子ども議会」を開催してきました。

また、調川中学校が令和元年度から2か年間、長崎県教育委員会指定「ふるさとを活性化するキャリア教育推進事業」に取り組んできました。

今後も、地域ぐるみで展開するふるさと教育を充実させ、ふるさとへの愛着や誇りを育むとともに、ふるさと松浦を主体的に支える人材の育成に努めていきます。

(9) 子どもと向き合う 時間の確保 について

働き方改革関連法の施行により、国や県において、働き方改革の指針となるガイドラインが策定されました。本市においても、超過勤務縮減に向けて、市内すべての小中学校で週1回の定時退校日の実施、週2回の部活動休養日の実施、「家庭の日」（ノー部活動デー）の実施等に取り組んでいます。

また、市内教職員の超過勤務の実態を把握し、改善に向けて対応することで超過勤務の縮減を図っています。今後も、業務の合理化を推進するとともに統合型校務支援システム等の活用を進めるなど、教職員が授業の準備、個別指導等、児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員が活力をもって児童生徒を指導できる環境を整えていくことが重要です。

(10) グローバル化に 対応した教育 について

グローバル化が急速に進展する中、将来、子どもたちが国際社会で多様な人々と協働しながら主体的に行動できるよう、自分の考えや意見を自ら発信し積極的にコミュニケーションを図るとともに、自分とは異なる価値観や考え方を受容し、多様な文化を尊重する資質・能力を身に付けることが求められます。

本市では、英語の教科化に伴い、小・中学校教職員の外国語指導力の向上に努めています。また、姉妹都市（オーストラリア・マッカイ市）交流としてオーストラリアデー、ビル・モロイ杯イングリッシュスピーチコンテスト、イングリッシュキャンプ等を開催し、児童生徒の外国語学習への意欲を高め、外国語によるコミュニケーション能力の育成を図っています。



松浦 マッカイ ビル・モロイ杯 English スピーチ・コンテスト

(11) 急速な技術革新 を見据えた取組 について

第4次産業革命ともいわれる、IoT(*1)や AI(*2)等の発達をはじめとする技術革新が一層進展し、生活を大きく変えていく社会の到来が予測されています。

本市においては、市内すべての小・中学校へ電子黒板を配置し、パソコンの利用をはじめ、ICT(*3)を活用した学びを推進しています。また、LTE 回線を介し、デジタル教科書や動画視聴などインターネットを活用した授業の充実に取り組んでいます。さらに、一人一台端末の導入により、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図っています。

社会生活の中で ICT を日常的に活用することが当たり前となった時代に、社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校の学習や生活においても、日常的に ICT を活用できる環境を整備していくことが不可欠になります。

(*1)IoT【Internet of Things(モノのインターネット)の略称】世の中の様々なモノをインターネットに接続し、ネットワーク化する技術。

(*2)AI【Artificial Intelligence】人工知能

(*3)ICT【Information and Communication Technology の略称】情報・通信に関する技術の総称

(12) 子どもたちの 安全・安心の 確保について

全国で子どもたちが巻き込まれる事件・事故は後を絶ちません。本市においては、通学路を含めた児童生徒の安全を確保するために、通学路安全推進会議を設置し、毎年、関係者による通学路合同点検を実施のうえ、ハード面の安全確保を進めています。

また、各校の防災計画に基づき、児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を高めるために、避難訓練や交通安全指導、不審者対応など、機会あるごとに安全指導を繰り返しています。

さらに、各校の防災計画については、実効性のある計画となるよう定期的に見直しを行っています。

なお、本市は玄海原子力発電所からPAZ(*1)に2校、UPZ(*2)に13校位置しているため、毎年、実施される原子力防災訓練に参加し、原子力防災に関する知識や態度を子どもたちに身に付けさせることが必要となっています。

(*1)PAZ 原子力施設から概ね半径5km圏内

(*2)UPZ PAZの外側の概ね半径30km圏内

2. 子どもたちが安心して学べる環境の整備

学校は、子どもたちの学習及び活動の場であるとともに、住民の避難場所となることから施設の老朽化対策や快適性の向上に向けた取組を計画的に推進します。併せて登下校時の安全確保や就学支援、通学支援などに取り組むことにより、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図ります。

また、児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、個別最適な学びと協働的な学びを推進するため、ICT環境の計画的な整備・充実に取り組めます。

教育課題

(1) 長寿命化計画 に沿った整備

建物の構造体のみならず屋上防水や設備配管等の老朽化対策と共に、内外装材、天井、照明器具等の落下防止対策による非構造部材の耐震化を推進し、児童生徒の安全確保を図る必要があります。

また、多様な学習内容や学習形態に対応した高機能かつ多機能な教育環境の整備に加え、特別教室の空調整備、トイレの快適化（洋式化）、バリアフリー化、地域との連携等、さらなる教育環境の質的向上が求められています。

これらの課題に対応するため、学校施設長寿命化計画に基づき計画的な再生整備や予防保全に取り組むとともに、特に緊急性や重要性が高い個別課題に対しては、当該計画に基づく取組とは別に、順次、改修等による施設整備に取り組めます。

松浦市内学校施設の設置状況

	築年数 31年以上	築年数 21～30年	築年数 20年以下	合 計
棟 数	29 棟	4 棟	15 棟	48 棟
床面積	29,760 m ²	4,050 m ²	21,550 m ²	55,360 m ²

出典：松浦市教育委員会

市内学校施設のトイレの洋式化の状況

学校	洋便器数	和便器数	合計	洋便器率
小学校	115	138	253	45.5%
中学校	67	106	173	38.7%
合計	182	244	426	42.7%

出典：松浦市教育委員会

(2)

学校施設における
ICT 環境の整備

教育のICT化については、1人1台の情報端末の導入とそれらを生かす電子教材や学校運営を円滑化するための事務用システム等の導入など、ICT環境の整備を図ってきました。

今後は、適正な維持管理や効果的な運用と利活用の範囲を広げるための施策を講じるため、授業で使いやすい環境を整備し、デジタル教科書や児童生徒用タブレットの更新を進め、様々な用途への利活用、安全で快適にICT機器を活用できる環境を構築する必要があります。

通信環境については、GIGA スクール構想の推進に伴い、無線 LAN アクセスポイント、インターネット回線等を整備しましたが、今後もデジタル教育コンテンツ等の通信料の増大が予想されており、より高速な情報通信ネットワーク環境が必要になります。さらに、通信の高速化だけではなく、セキュリティ(可用性・機密性・完全性)を重視した安全・安心な情報通信ネットワーク環境及びシステム構成にしていく必要があります。

小学校・中学校における情報化の現状

			小学校	中学校	計
児童生徒数			1,016	562	1,578
情報端末 (台数)	学習用	タブレット	1,195	607	1,805
	校務用	パソコン	153	141	294
電子黒板(台数)			96	48	144
高速通信利用可能校数(校数)			9	7	16

学習用情報端末台数には指導者用の台数を含まない。また青島中・福島中は小学校との共用となっている。

出典:松浦市教育委員会

(3)

安心して学べる
環境の充実

児童生徒の登下校時の安全確保は重要課題であり、児童生徒自身の危険予測・危険回避能力を育てるための安全教育を推進し「通学路安全プログラム」により、通学路の点検、危険個所の対策の実施に取り組んでいます。

また、不審者対策として学校侵入防止対策の強化(防犯カメラの設置)を促進していく必要があります。

(4)

安全・安心な

学校給食の提供

学校給食については、食物アレルギーを持つ児童・生徒にも安心して給食を提供できるよう『学校給食における食物アレルギー対応マニュアル』に沿って安全対策を徹底することが重要です。

また、学校給食の品質を維持し安定供給を図るため、学校給食衛生管理基準に対応した施設の計画的な整備が必要です。市内3か所の共同調理場施設のうち、老朽化が著しい鷹島学校給食共同調理場については令和7年度に改築し、福島学校給食共同調理場及び中央共同調理場においても機械設備や食缶・食器等の備品の老朽化を見過ごさず、食中毒や異物混入等の原因とならないよう、また給食の提供に支障をきたさないよう、定期的に更新や補修をする必要があります。

学校給食の状況 (令和6年4月1日現在)

調理場名	松浦中央	福島	鷹島
施設概要	鉄筋コンクリート2階建 (延べ床面積 1,331 m ²) 平成19年1月開始	鉄筋コンクリート平屋建 (延べ床面積 345 m ²) 平成2年4月開始	鉄骨平屋建 (延べ床面積 160 m ²) 昭和49年5月開始
受配校数	12校	2校	2校
従事者数	20人	7人	5人
配食数	1,560食/日	220食/日	157食/日

*従事者は栄養職員(県費負担栄養教諭)を含む

出典:松浦市教育委員会



「いいふぐの日」にちなんで ~とらふぐのから揚げ(学校給食)~

3. 自ら求め、学び合う心を培う生涯学習の推進

教育基本法では、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と掲げられています。少子高齢化・過疎化が進み、価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、それぞれのライフステージに応じて学習の機会が得られるとともに、その学習が継続でき、それらの成果を社会生活や職業生活に適切に生かすことができる生涯学習社会の実現が求められています。

教育課題

(1) 生涯学習推進 体制の整備

市内にある8つの市立公民館を各地域の生涯学習の拠点となる教育機関と位置づけ、市民の生涯学習の場として、また、生涯学習情報の提供の場として活用しています。市立公民館の「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という3つの役割を果たすために、まずは、他の社会教育施設（図書館、文化会館、少年センター、勤労青少年ホーム）を含め、適切かつ計画的な施設の維持管理・改修が必要です。

さらに、ニーズが高い講座内容の充実化、地域課題に対応した様々な学習機会や情報の提供による豊かな人の輪と明るい地域づくりに加え、学習した成果を社会生活に生かす取組が求められます。

市立公民館の利用状況

館名	令和4年度		令和5年度	
	利用回数(回)	利用者数(人)	利用回数(回)	利用者数(人)
御厨公民館	629	7,611	600	8,983
星鹿公民館	298	4,408	282	5,227
上志佐公民館	459	3,945	517	5,331
中央公民館	2,600	14,939	2,770	17,250
調川公民館	973	4,370	790	4,840
今福公民館	1,658	10,022	1,614	10,433
福島公民館	466	3,386	416	3,129
鷹島公民館	345	4,133	402	4,909
合計	7,428	52,814	7,391	60,102

出典：松浦市教育委員会

「まつうら出前講座」の実施状況

	ボランティア編		行政編		合計	
令和元年度	45 回	948 人	272 回	6,939人	317 回	7,615 人
令和2年度	19 回	295 人	52 回	996 人	71 回	1,291人
令和3年度	25 回	397 人	84 回	1,560人	109 回	1,957人
令和4年度	37 回	617 人	100 回	1,790人	137 回	2,407人
令和5年度	37 回	878 人	120 回	1,867人	157 回	2,745人

出典:松浦市教育委員会

(2)

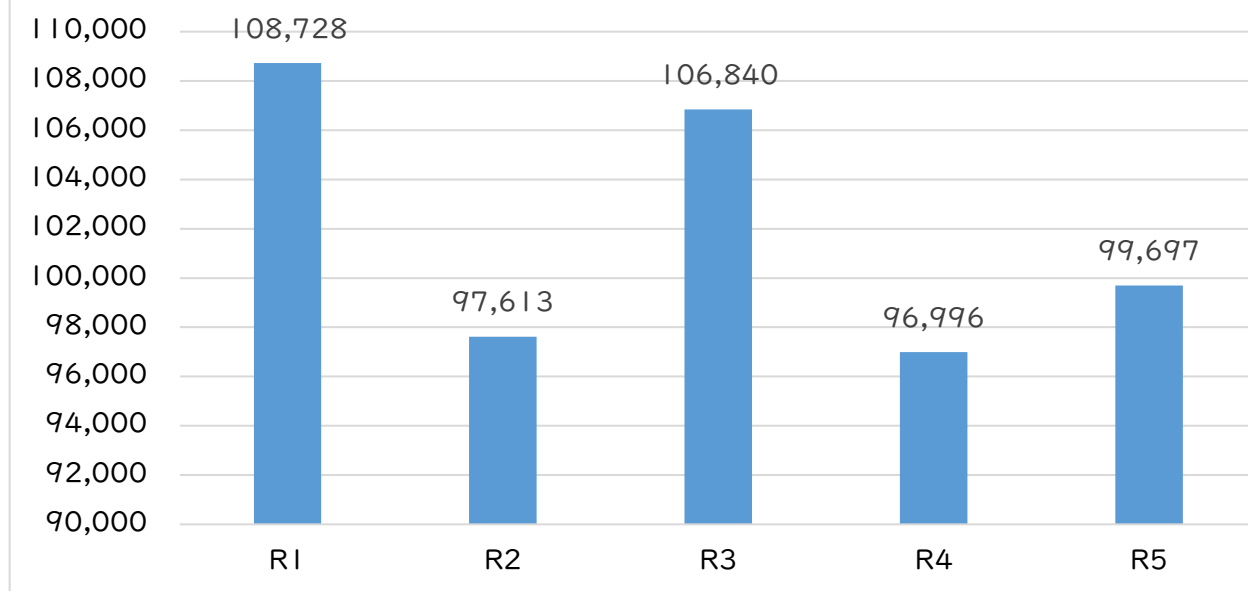
生涯学習の核と

なる図書館整備

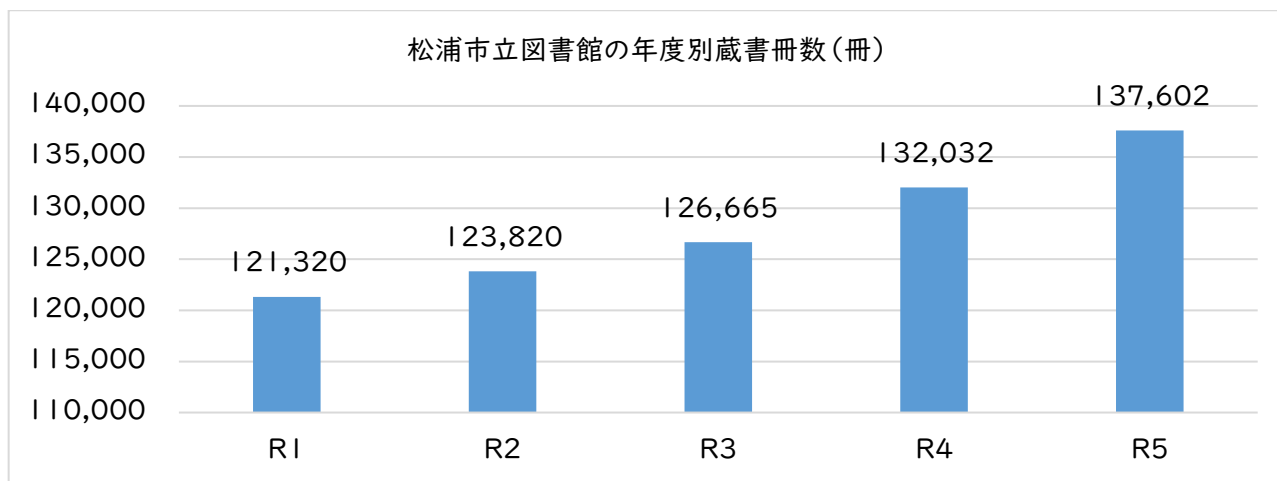
読書活動は、生涯を通して心を育み、人間力を向上させる活動です。また、コミュニケーションの基本となる言語を学び、情報を獲得し、知性や感性を磨き、表現力・想像力を高め、人生をより深く生きる力を身につけるうえで、欠くことができないものです。

図書館においては、あらゆる年齢層や市民の状況に応じた幅広いサービスを行えるよう、新たに令和6年4月に策定した「第二次松浦市読書活動推進計画」に基づき、関係機関と連携しながら、家庭、地域、学校において、市民あがての読書活動の中心としての役割を担うため、ニーズに応じた所蔵資料や各種サービスの充実を図っていく必要があります。

松浦市立図書館の年度別貸出冊数(冊)



出典:松浦市教育委員会



出典:松浦市教育委員会

(3) 文化芸術活動 の推進

文化芸術活動は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、豊かな人間性を育むものであり、社会教育の原点でもあります。

自主的な文化団体の活動を尊重しながら、市民文化祭・文化会館自主事業における美術や音楽、演劇、演芸などの鑑賞や成果発表の機会の提供を通して、団体の活動を支援していく必要があります。

また、趣味の多様性や人のつながりの希薄化等により、文化団体の構成員の減少と高齢化が顕著となっています。このようなことから、若年層や現役世代の文化活動への参加促進、新規団体の立ち上げへの支援も重要課題と位置付けて、市民・文化協会等の文化団体と行政が一体となって取り組む必要があります。

(4) 国際交流・ 国内交流の推進

人やモノ、情報が地球規模で行き交う現代のグローバル化社会において、広い視野や国際感覚を持った人づくりが求められています。外国語によるコミュニケーション能力の向上はもちろんのこと、国内・国外の異文化と相互交流・相互理解を深めていくことは、ますます重要となっており、このことをさらに進めるため、これまで行ってきた姉妹都市であるオーストラリア・マックイ市、友好交流自治体である長野県木曽町・北海道福島町・北海道鷹栖町との人的交流事業をさらに深化させていく必要があります。



オーストラリア・マックイ市との交流

4. 明るい社会づくりをめざす人権・同和教育の推進

教育課題

(1)

個性や能力を認め、発揮できる社会づくりに向けた取組の推進

人権教育・啓発については、学校・家庭・職場・地域社会等あらゆる場や機会を通じ、市民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、態度や行動にまで表すことができるよう、多様な機会の提供が求められています。

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、LGBTQ 等に関する人権問題等の解決に向けて、人権に関する意識啓発を図るなど、人権尊重への取組が重要となっています。

人権尊重の意識を高め、主体的に人権問題に取り組むことができるよう、子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が、生涯学習を通じて人権について学べるような人権啓発イベント等を開催し、人権教育を推進していく必要があります。

また、男女共同参画についても、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、お互いの能力を尊重する社会づくりに向けて、男女共同参画の推進に努める必要があります。

5. たくましさ・やさしさをもつ青少年の育成

教育課題

(1)

学校・家庭・地域の連携強化

社会が複雑化・多様化し、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域における教育力の低下に加え、家庭内の子どもへの暴力、ネグレクト等も指摘されています。このような中、子どもたちの健全育成を図るためには、学校や家庭、地域（PTA、子ども会を含む。）が、少年センターや子育て・こども課といった関係部署と緊密に連携し、社会全体で取り組む環境づくりが重要となります。

そのため、学校・家庭・地域が連携・協働するココロねっこ運動や青少年健全育成活動、地域学校協働活動等の取組をはじめ、放課後の子どもたちに安全な活動拠点を提供する「地域子ども教室」や「放課後児童クラブ」等の取組を地域住民と協働してより一層充実させていく必要があります。

6. 健康で活力のある市民を育てるスポーツの推進

教育課題

(1)

生涯スポーツ

推進体制の確立

ライフスタイルの変化に伴い、老若男女を問わず市民の健康・体力づくりへの関心が高まっています。

「する」「観る」「支える」の生涯スポーツの観点のもと、市民一人ひとりがそれぞれの体力や年齢に応じ、生涯にわたってスポーツに親しむことができる機会と場所の提供とともに、これからのスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者の育成など、地域に根差した生涯スポーツの推進体制を確立することが求められています。

スポーツをする場としての施設については、適切かつ計画的な維持管理・改修を行う必要があります。

また、国体開催を契機として高まった市民スポーツに対する関心を維持し、さらに発展させるために、スポーツ大会やスポーツ教室への参加を促すとともに、スポーツ団体や指導者の育成、スポーツ協会や各競技団体との連携、情報提供にも力を注ぎ、暮らしの中にスポーツを定着させるような取組が必要です。



松浦市民駅伝大会（幼児の部）

7. 文化財の保護と豊かな伝統文化の振興

教育課題

(1)

文化財の保護と

伝承文化の継承

過疎化や少子高齢化の進行が、有形・無形を問わず、文化財の継承において、大きな問題となりつつあります。

一方、文化財や地域の歴史文化に対する関心は、教育・学習分野だけではなく、観光、地域活性化といった様々な分野から注目を集めるようになっていきます。デジタル技術を活用した新たな取組も模索されています。市内の文化財や歴史を地域活性化に活かそうと、民間団体により新たな組織が発足するなど、民間においても歴史文化を活用しようとする動きが生まれています。

このような現状を踏まえ、本市の多様な文化財を総合的・一体的に保存・活用していくことを目的とし「文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」）」を令和6年7月19日に策定しました。

地域計画では、「海との深い関わりの中で松浦固有の歴史文化が育まれていること」を本市の歴史文化の特徴と位置づけ、目指す方向として「海とつながる松浦の歴史文化を誇りとするまち」を掲げています。

これらを実現すべく基本目標として「文化財を磨き、輝かせ、次世代へつなぐ好循環を官民協働で生み出す」ことを掲げ、文化財の調査研究、保存、活用の推進に取り組むべくアクションプランを設定しています。

今後、地域計画で示したアクションプランの実現を目指し、具体的な措置を講じます。



福島ふるさと祭りの折「浅谷浮立」

松浦市内指定文化財数

	有 形 文 化 財							無 形 民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	史 跡	天 然 記 念 物	計
	建 造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	史 跡	古 文 書	歴 史 資 料					
国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
県	0	0	5	2	0	0	1	1	1	2	7	19
市	4	1	3	3	2	1	0	9	5	14	6	48
計	4	1	8	5	2	1	1	10	6	17	13	68

松浦市内の国指定文化財

区 分	名 称	所 在 地	指定年月日
史 跡	たかしまこうざいせき 鷹島神崎遺跡	鷹島町神崎免地先	平成 24 年 3 月 27 日

出典:松浦市教育委員会

松浦市内の県指定文化財

区 分	名 称	所 在 地	指定年月日
史 跡	まつらとうかじやじょうあと 松浦党梶谷城跡	今福町東免	昭和 46 年 9 月 14 日
	ぶんろく えきまつら けくようとう 文禄の役松浦家供養塔	今福町東免	昭和 46 年 9 月 14 日
有 形 文 化 財	ぜんぶくじわにくち 善福寺鰐口	今福町仏坂免	昭和 46 年 9 月 14 日
	たかしま どうづくりによらいざ ぞういったい 鷹島の銅造如来坐像一体	鷹島町原免	昭和 49 年 10 月 8 日
	たかしま すみよしじんじゃ かげとけ めん いっかつ 鷹島住吉神社の懸仏 53面ほか一括	鷹島町里免	昭和 49 年 10 月 8 日
	たかしま かんぐんそうはいん 鷹島の管軍総把印	鷹島町神崎免	平成 元年 3 月 31 日
	むたかんの んどうどうぞうはんかしいぞう 牟田観音堂銅造半跏思惟像	星鹿町牟田免	平成 5 年 2 月 24 日
	きゅうきんせんじ どうぞうによらいざ ぞう 旧金泉寺の銅造如来坐像	星鹿町岳崎免	平成 18 年 3 月 3 日
	じこうじ こんどうあみだによらいざ ぞう 慈光寺の金銅阿弥陀如来坐像	御厨町中野免	平成 20 年 2 月 22 日
	じゅしょうじ にょいりんかんのんざ ぞう 寿昌寺の如意輪観音坐像	志佐町里免	平成 26 年 3 月 25 日
	たかしま いちよう 鷹島の公孫樹	鷹島町三里免	昭和 32 年 10 月 29 日
天 然 記 念 物	べんてんじまかんみやく 弁天島岩脈	福島町里免	昭和 36 年 11 月 24 日
	きないせがわおうけつぐん 喜内瀬川鰐穴群	福島町喜内瀬免	昭和 47 年 8 月 15 日
	ふくしまちよう いまやまじんじゃしゃそう 福島町の今山神社社叢	福島町里免	昭和 54 年 4 月 27 日
	ふくじゅじ 福寿寺のイロハモミジ	福島町里免	昭和 54 年 4 月 27 日
	ひつぎがみみやく 櫃崎岩脈	福島町浅谷免	昭和 54 年 4 月 27 日
	たかしま しょうすみよしじんじゃ 鷹島町住吉神社のアコウ	鷹島町里免	昭和 55 年 2 月 29 日
	しょうの ろくじぞうとう 庄野の六地藏塔	志佐町庄野免	昭和 46 年 9 月 14 日
無形民俗文化財	たかしま しまおどり 鷹島の島踊	鷹島町	昭和 62 年 3 月 3 日

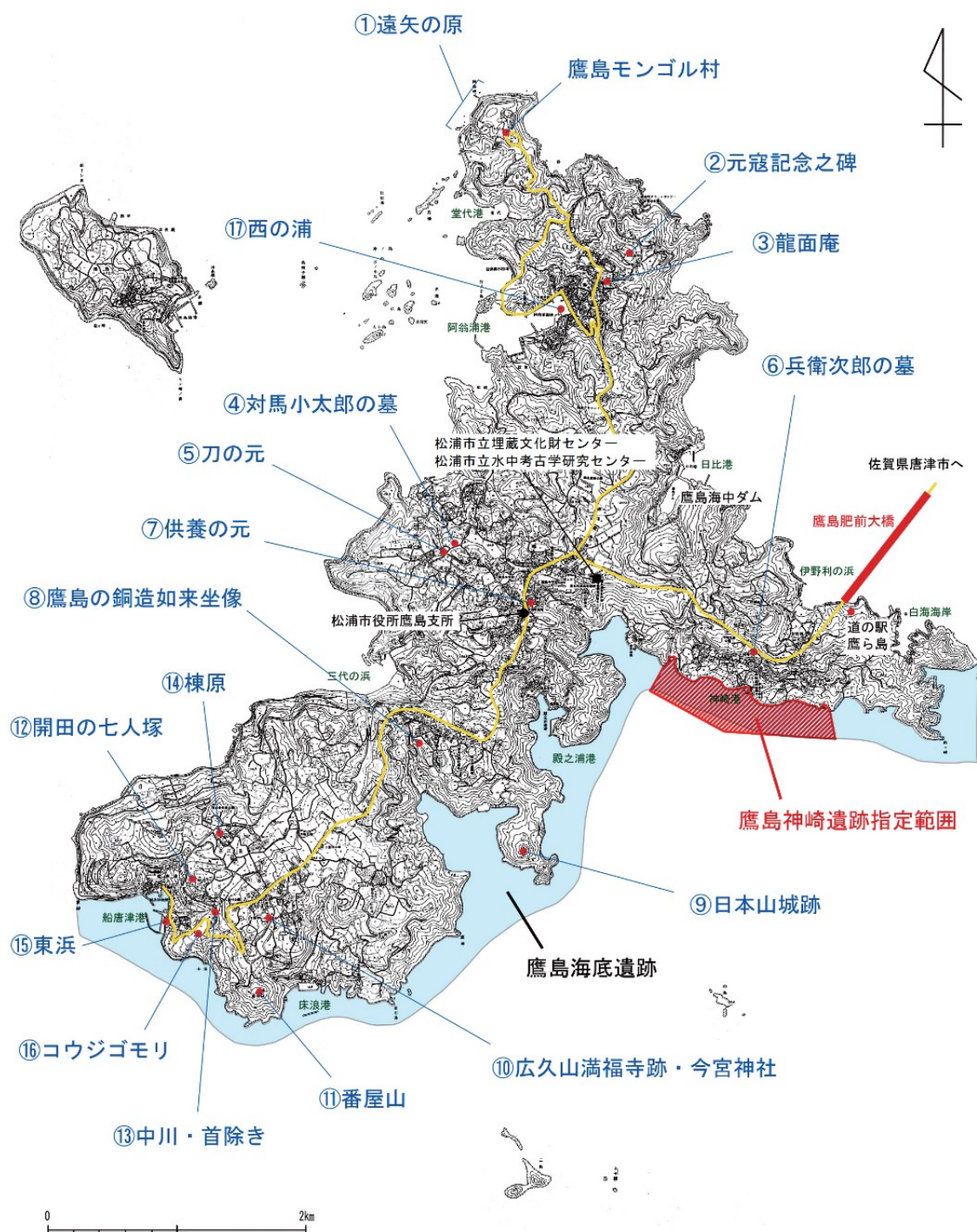
出典:松浦市教育委員会

松浦市内の国登録有形文化財

種別	名 称	所 在 地	登録年月日
建築物 住宅	きゅうながいけじゅうたくしゅおく 旧長醫家住宅主屋	星鹿町北久保免	平成 29年5月 7 日

出典:松浦市教育委員会

国史跡「鷹島神崎遺跡」と蒙古襲来に関連する史跡と伝承地



出典:松浦市教育委員会

8. 松浦市教育振興基本計画における基本目標

松浦市教育方針及び教育努力目標を踏まえ、今後5年間（令和7年度～令和11年度）に取り組む教育行政の目標は、次のとおりです。

基本目標Ⅰ

生きる力（確かな学力、豊かな人間性、健やかな体）の育成

創意工夫を生かして、子どもたちの学力向上、豊かな心と健康・体力を育む取組を行うことで、社会や環境の変化に柔軟に対応できる「生きる力」の育成を図ります。

基本目標Ⅱ

安全・安心で快適な教育環境の整備

子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう教育環境の整備・充実を図るとともに、子どもたちを事故・災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。

基本目標Ⅲ

自ら求め、学び合う心を培う生涯学習の推進

生涯にわたる学びの環境と機会を整備・拡充します。

基本目標Ⅳ

明るい社会づくりをめざす人権・同和教育の推進

人権尊重の意識を高める学習の機会を提供します。

基本目標Ⅴ

たくましさ・やさしさをもつ青少年の育成

学校・地域・家庭が一体となった青少年の健全育成を進めます。

基本目標Ⅵ

健康で活力のある市民を育てるスポーツの推進

スポーツ・レクリエーションに親しむ環境と機会を整備・拡充します。

基本目標Ⅶ

文化財の保護と文化芸術活動の推進

市内にある貴重な文化財の保存・活用に努めるとともに、市民の多様な文化・芸術活動を支援します。

第3章

基本目標達成に向けた施策の展開

教育施策の一覧

基本目標Ⅰ 生きる力（確かな学力 豊かな人間性 健やかな体）の育成

- 施策Ⅰ 児童生徒の確かな学力の育成
- 施策Ⅱ 児童生徒の豊かな心と健やかな体の育成
- 施策Ⅲ 児童生徒の学びを支える学校づくりの推進
- 施策Ⅳ 社会に開かれた教育課程の実現

基本目標Ⅱ 安全・安心で快適な教育環境の整備

- 施策Ⅰ 学校施設整備の推進
- 施策Ⅱ 学習環境整備の推進
- 施策Ⅲ 児童生徒の安全確保対策の推進
- 施策Ⅳ 安全・安心な学校給食の提供

基本目標Ⅲ 自ら求め、学び合う心を培う生涯学習の推進

- 施策Ⅰ 生涯学習体制の充実
- 施策Ⅱ 生涯学習施設の整備
- 施策Ⅲ 生涯学習機会の提供
- 施策Ⅳ 図書館運営の充実

基本目標Ⅳ 明るい社会づくりをめざす人権・同和教育の推進

- 施策Ⅰ 人権教育の推進

基本目標Ⅴ たくましさ・やさしさをもつ青少年の育成

- 施策Ⅰ 学校・家庭・地域の連携強化
- 施策Ⅱ 家庭教育の支援
- 施策Ⅲ 放課後の子どもの居場所づくりの推進

基本目標Ⅵ 健康で活力のある市民を育てるスポーツの推進

- 施策Ⅰ スポーツ施設の整備
- 施策Ⅱ スポーツ・レクリエーション事業の充実
- 施策Ⅲ スポーツ指導者の育成
- 施策Ⅳ スポーツ・レクリエーション活動の支援

基本目標Ⅶ 文化財の保護と文化芸術活動の推進

- 施策Ⅰ 文化財保存活用地域計画の推進
- 施策Ⅱ 文化芸術活動の推進

基本目標Ⅰ 生きる力（確かな学力 豊かな人間性 健やかな体）の育成

生涯学習の視点に立って、『生きる力』を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」を身につけ、国際性豊かで、社会に貢献できる心身ともにたくましい人間を育てる教育を推進します。

施策Ⅰ	児童生徒の確かな学力の育成
主な 取組	(1) 学校指導訪問の実施 市教委が市内全小中学校を訪問し、教育課程の管理・運営及び学校運営上の課題等について指導助言を行い、学校の活性化及び特色ある学校づくりの向上を図る。 また、市教委指導主事又は学校管理職等による教科等の指導を通して、教職員の授業力の向上を図る。 ・全小中学校において毎年、学校訪問（終日訪問3校・半日訪問12校）を実施し、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業の実施と児童生徒の学習の状況及び教室環境の実態を把握し、指導助言を行う。 ・校長の学校経営方針説明における学力向上の取組について、その実態を把握し、適宜指導を行う。 (2) 松浦市学力調査の実施 松浦市学力調査を毎年12月に実施し、児童生徒の学力の定着状況を把握するとともに、確かな学力の向上に努める。 小学校 対象学年：全学年 中学校 対象学年：1年、2年 対象教科：国語・算数 対象教科：国語・社会・数学・理科・英語 【本調査を実施することで期待される効果】 ・調査結果の分析をもとに、各学校が自校の課題に応じて授業改善を行い、分かる授業の実践につなげる。 ・児童生徒一人一人の課題に応じたきめ細かな指導・支援（個別フォローアップシート の活用）の充実につなげる。 ・小1～中2年までの経年比較による学力の状況を家庭と共有し、児童生徒一人一人の課題に応じた家庭学習の充実につなげる。 (3) 全国学力・学習状況調査、県学力調査を踏まえた授業改善 全国学力・学習状況調査、県学力調査を検証軸として、授業改善のために次の取組を推進する。 ・分析結果をもとに、各種研修会を実施し、学力向上のための方策を示す。 ・各学校で、自校の課題を踏まえ、授業改善に向けた重点課題を作成する。また、各学校で課題改善に全職員が共通して取り組む実践目標を示した「学力向上に向けた取組の実践」を作成し、定期的に達成度を評価しながら改善に取り組む。

主な 取組	・授業改善により、分かる授業を実践し、児童生徒の学習意欲を向上させる。 ・県教育委員会、県教育センター等の研修会への教職員の積極的な参加及び県教育センター出前講座、研究援助の積極的な活用を推進し、校内研修を活性化する。 ・自校の課題を踏まえ、カリキュラム・マネジメント(*1)を推進し、日々の授業で「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る校内研修を充実していく。		
	(*)カリキュラム・マネジメント 学校の教育目標の実現に向けて、子供や地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと (4) 学力向上に向けた研究指定の取組 学習指導要領の趣旨や内容に沿った研究に独自に取り組んでいる小中学校を支援するために、松浦市教育委員会指定による学力向上研究校の指定を行い、研究を推進し、その成果を市内小中学校に広げる取組を行う。 (5) ICT の活用と情報モラルの育成 ・児童生徒がインターネットを適切に活用し、情報化社会に対応していける能力及び情報モラルの育成を図る。 ・教育のICT化を推進し、一人一台端末や電子黒板、デジタル教科書等を活用した効果的な授業を実践できる教職員を育成する。 (6) 外国語教育の充実 ・外国語指導助手(ALT)4名を市内小中学校に効果的に配置し、小学校の学級担任、中学校の英語科教員とのチーム・ティーチングにより、外国語授業の充実を図る。 ・教育委員会主催で、外国語活動・外国語科の指導法に関する研修を行うことを通して、授業改善を図る。		
成果指標		現状値(R6)	達成目標
(3) 授業の内容がよく分かる と回答している児童生徒の割合	小学校・国語 小学校・算数 中学校・国語 中学校・数学	85.0% 80.2% 85.6% 70.7%	85% 85% 85% 85%
(3) 全国学力・学習状況調査の平均正答率	小学校・国語 小学校・算数 中学校・国語 中学校・数学	-1.7% -3.4% -0.1% -6.5%	全国平均正答率 と同等以上
(6) 英語で自己紹介ができる小6児童の割合	小学生	94.0%	100%
(6) CEFR AI レベル相当以上の英語力をもつ 中3生徒の割合	中学生	28.5%	60%

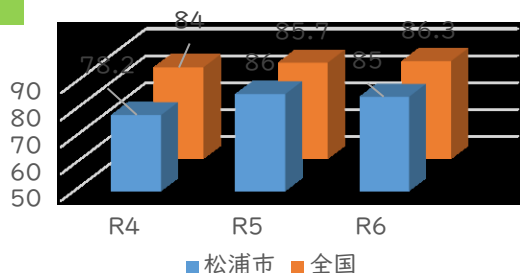
CEFR (Common European Framework of Reference for Language: Learning, assessment:) 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠のこと。AI レベルとは、実用英語技能検定3級程度に相当する。

【全国学力・学習状況調査：児童生徒質問紙調査（経年比較）】

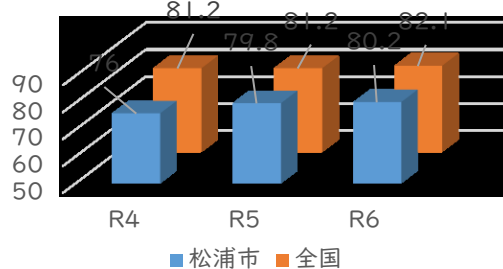
※当てはまる、どちらかといえば当てはまると回答した割合（％）

小学校

国語の授業の内容はよく分かる

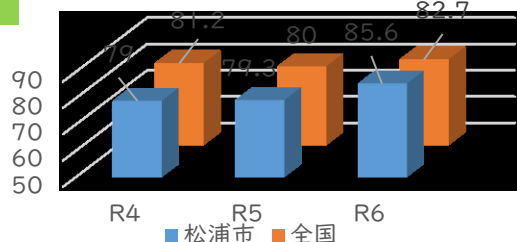


算数の授業の内容はよく分かる

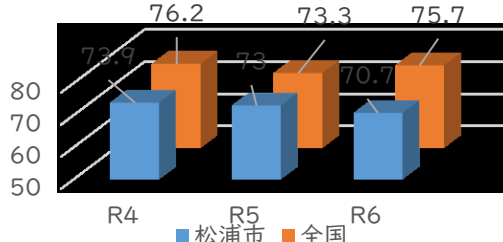


中学校

国語の授業の内容はよく分かる



数学の授業の内容はよく分かる



出典：松浦市教育委員会

施策2	児童生徒の豊かな心と健やかな体の育成
	(1) 道徳教育の充実 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要となる道徳科の指導を充実させ、生きるための基盤となる道徳性を養うために、自他の生命を大切にする心、感謝をする心、ルールやマナーを守って行動できる規範意識を大切にしようとする心を育てていく。 ・道徳の授業を公開し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の推進に努めていく。 ・児童生徒の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導及び児童生徒が感動を覚える魅力的な教材の活用等を通して、道徳の指導の充実を図る。 ・松浦市生徒代表者会議を開催し、生徒が主体性を持って、いじめ問題の根絶等に取り組むためのリーダーを育成する。また、いじめ問題に限らず今日的課題についても協議できる場とすることで、学校における生徒一人一人の課題解決能力や自治能力を育成する。 (2) 人権・平和教育の充実 学校教育においては、一人一人の児童生徒が、発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について正しく理解し、だれもが大切な存在であるとともに、集団生活におけるルールやマナーを尊重し義務や責任を果たそうとする態度を養う。そして、様々な場面で具体的な人権問題に直面したとき自らの問題として解決しようとする意欲や実践的な行動力を身につけるよう指導の充実を図る。 また、学習指導要領の趣旨に基づいて、あらゆる教育活動を通して、平和に関する資質の

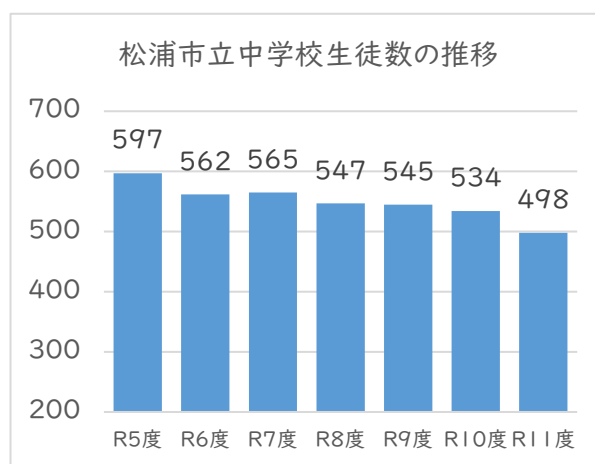
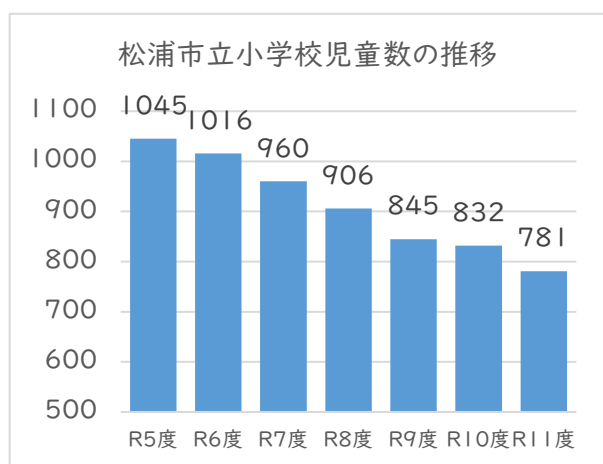
主な 取組	育成を図る。 ・市内全小中学校において、人権教育・平和教育全体計画を作成し、学校教育活動のあらゆる場面において、人権教育・平和教育の充実に取り組む。また、8月9日の「県民祈りの日」を登校日とし、戦争や原爆の悲惨さ、生命の尊厳について学ぶ取組を市内小中学校で実施する。 ・男女共同参画社会の形成に向けた教育を推進するために、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての教育の充実に努める。 (3) 子どもの読書活動の推進 市内小中学校の児童生徒が、読書を通じた有用性（言語力・知識・感性・表現力・想像力等）の向上を目指し、心豊かな生活を送れるよう読書活動の推進を図る。 ・学校図書支援員を配置し、蔵書整理をはじめ、図書の補修、学校図書館の飾り付け、配架の見直し、教員が必要とする資料の準備・収集など、子どもたちや教員が利活用できる魅力ある学校図書館づくりを行う。 ・国の「第6次学校図書館図書整備5か年計画」及び市の「第二次松浦市読書活動推進計画」に基づき、市内全学校において図書標準冊数の達成を目指す。また、計画終了後も図書標準冊数の維持に努める。さらに、「長崎県の子どもにすすめる本500選」（※1）の全冊配置を目指す。 （※1）長崎県の子どもにすすめる本500選 子どもの読書の質を高めていくために、長崎県内すべての公共図書館の司書や各小・中・高校の司書教諭などの学校図書館担当者が推薦した本の中から選定された本。 小学生低学年向け、小学生中学年向け、小学生高学年向け、中学生向け、高校生向け各100選ずつの計500選。 (4) 文化、芸術活動の推進 市内小中学校の児童生徒が、文化、芸術活動にふれ、豊かな心情を育むとともに、「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」等の国の事業や長崎県美術館のスクールプログラム事業の活用等、幅広い活用を呼びかける。 (5) 郷土を担う人材の育成 今後、グローバル化する社会の中で、自分とは異なる文化や歴史を持つ人々と共存していくためには、国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重要になり、そうした理解と態度を育む指導の充実を図る。 ・市内小中学校において、「ふるさと教育」と称し総合的な学習の時間を通して、地域のひと・もの・ことについて理解を深める体験活動等、郷土に関する学習を充実させることで、自分が住んでいる市に誇りや憧れを抱くことができる子どもの育成に努める。 (6) 基本的生活習慣の定着 子どもを取り巻く環境の変化は激しく、睡眠習慣や食生活の乱れ、コミュニケーション力の低下、SNSによる問題などが懸念されるようになった。 そこで、「早寝早起き朝ごはんの推奨」、「計画的な家庭学習に取り組む子どもの育成」、「家庭でのコミュニケーションを大切にするまちづくり」、「子どもを守るSNSルールづくり」の4つの取組について推進する。 ・「松浦っ子のよりよい生活のために」というリーフレットにより家庭・地域に啓発し、学びの基
------------------	--

盤となる基本的な生活習慣の確立を目指す。 ・松浦市学校保健会と連携し、保健分野からの指導に努める。 (7) 武道指導(なぎなた授業)の充実 「なぎなたのまち松浦」として、競技力の向上や生涯スポーツとしてのなぎなた競技（リズムなぎなたを含む）の普及を目指す。 ・夏季休業中に実技講習会を実施し、保健体育科教員の指導力向上を図る。 (8) 児童・生徒の体力向上と運動習慣の改善 市内各小中学校が全国及び県体力運動能力調査結果をもとに、自校の児童生徒の体力状況・課題について分析・考察を行い「体育授業の充実」、「運動習慣の改善」に取り組む。 (9) 食育・健康教育の推進 ・各小中学校の食育指導全体計画に基づき、給食・教科等における効果的な食育指導体制の整備・充実に努める。 ・児童生徒個人及び集団の健康状態を医学的見地から把握し、健康づくりの問題点や課題を明確にするため健康診断を実施し、児童生徒の健康管理に努める。 ・児童生徒が、薬物について正しい認識を持ち、健康に対する自己管理能力を育成し、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、全小中学校で薬物乱用防止教室を実施する。 ・健康教育に有効な歯・口腔の健康づくりを推進するため、むし歯予防についての教育を推進する。			
成果指標		現状値	達成目標
(1) 自己肯定感が育まれている割合 「自分にはよいところがあると思うか」	小学校 中学校	83.8% 84.2%	100% 100%
「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思うか」	小学校 中学校	94.9% 84.7%	100% 100%
(2) 周囲や相手に思いやりを持って生活をしている児童生徒の割合	小学校 中学校	92.1% 95.8%	100% 100%
戦争の悲惨さや平和の尊さについて理解している児童生徒の割合	小学校 中学校	96.9% 96.2%	100% 100%
(3) 図書標準冊数と達成率(全小中学校合計)		91,560 冊 103.1%	89,360 冊 100%以上
学校図書支援員の配置		4 人	4 人
(5) 「総合的な学習の時間」の年間指導計画を小中学校が連携して作成し、「ふるさと教育」について実施している学校数		100%	100%
(6) 朝食を毎日食べている児童生徒の割合	小学校 中学校	88.8% 81.0%	95% 95%

毎日同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	小学校	86.8%	100%
	中学校	91.9%	100%
毎日同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合	小学校	94.6%	100%
	中学校	96.9%	100%
(8) 運動が大切であるとする児童生徒の割合(小中学校)		93.1%	100%
(9) 食育を学校行事の中で行っている学校の割合(小中学校)		81.3%	100%

施策3	児童生徒の学びを支える学校づくりの推進
主な 取組	(1) 特別支援教育の充実 令和3年9月に策定された「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づく、障害のある子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、本市の特別支援教育の充実を目指す。 また、障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、それぞれの個性を伸ばす教育を推進する。 ・市内小中学校において、特別な支援(日常生活・学習場面等など)が必要な児童生徒の実態を把握し、市内小中学校に教育支援員を適正に配置する。 ・多様な学びの場の充実を図るため、通常学級や特別支援学級、通級指導教室において、個別の教育支援計画を作成し、児童生徒一人一人に特性に応じた支援を行う。 ・幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校へと、一貫した教育的支援の充実を図るため、子育て・こども課等と緊密に連携しながら、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実に努める。また、保護者との信頼関係を基に十分な説明と情報提供を行い、保護者の同意を得ながら子どもたちの適正な就学を支援する。 ・佐世保特別支援学校北松分校(以下「北松分校」)と連携を密にし、北松地区における小・中・高等部の一貫した特別支援教育活動の充実を図りながら、児童・生徒及び保護者のニーズに応じた就学支援を行う。 (2) 子どもの心と向き合う教育相談体制の整備 不登校・いじめ等の問題行動には、子どもの不安な心理状況や子どもを取り巻く環境等が大きく影響している。そこで問題解決に向けて、子どもの悩み等を解消し心の安定を図る教育相談体制や、子どもが置かれた様々な環境の改善に向けた支援体制を確立する。 ・長崎県スクールカウンセラーの活用及び松浦市スクールカウンセラーを配置することにより、児童生徒が適切な教育相談を受けられる体制を整備する。 ・長崎県スクールソーシャルワーカー配置事業を活用し、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、児童生徒の支援を行う。 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる子育て相談会を実施し、子どもの学習面や生活面、交友関係等に関することや子育てについての悩みや相談に応じる。 ・学校教育課と子育て・こども課が緊密に、連携して児童生徒、保護者、家庭への支援に努め

るとともに、児童虐待問題等の未然防止、早期解決に取り組む。 ・松浦市学校適応指導教室「ステップ」を設置し、不登校児童生徒に対して集団生活に適應する力を育て、学校への登校へつなげる。また、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを支援する。 ・「松浦市いじめ問題対策連絡協議会」を計画的に開催し、いじめ防止等のための対策を効果的に推進する。 (3) 少子化に対応した活力ある学校づくり 人口減少・少子化が進む中、本市において活力ある学校づくりを図る上では、第1に学校の果たす役割を再確認する必要がある。義務教育段階である小・中学校では、児童生徒一人一人の能力を伸ばしつつ、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えにふれ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、自ら課題を見つけ、自ら考え、判断し、それぞれの夢や志の実現に向けて粘り強く行動できる基礎を身に付けさせることが重要である。そうした教育を充実させるためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていることなど、学校規模の適正化を図ることが課題となる。 同時に、小・中学校は、各地域のコミュニティの核としての性格も有することが多いことや、学校教育は地域の担い手である子どもたちを育む営みであり、まちづくりの在り方と密接な関係があることも踏まえ、「地域とともにある学校づくり」の視点を加えた検討を行うことも必要である。 令和4年2月に松浦市適正配置検討委員会からの答申を受けて「第二次松浦市小・中学校適正配置基本計画」の策定を進め、策定後は保護者や地域住民への説明を行い、少子化に対応した小中学校の適正配置を進めていく。			
成果指標		現状値	達成目標
(2) 全児童・生徒数に対する不登校の割合	小学校	1.12%	0.10%
	中学校	5.70%	1.50%
	全 体	2.76%	0.60%



出典：松浦市教育委員会

施策4	社会に開かれた教育課程の実現		
主な 取組	(1) 開かれた学校づくりの推進 ・学校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価（自己評価・学校関係者評価）を行い、評価結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組み、教育水準の向上につなげていくとともに、積極的に外部に公表する。社会に開かれた教育課程の実現のために学校と保護者、地域住民等が学校運営について当事者意識をもち、子どもの情報や課題を共有し、共通の目標（＝ビジョン）を設定し、一体的な取組を行う。この取組を推進するために、市内の学校にコミュニティ・スクール（※1）を設置する。 ・毎月初め1週間、市内小中学校において、児童生徒の登校時から下校時まで、保護者・地域住民が自由に学校を参観できるよう学校を開放する「みんなでオープンスクール」を実施する。また、保護者・地域住民・関係団体等に働きかけ、児童生徒の登下校の見守りや授業でのゲストティーチャーとして協力を求めている。 （※1）コミュニティ・スクール 保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校のこと。（P.12 注釈参照） (2) 教職員の資質の向上 ・教科指導や生徒指導等に関する専門的知識と実践的な指導力を備え、強い使命感と深い教育愛を持った教職員を育成するために、松浦市の教育課題を踏まえた市内研修会を実施する。また、長崎県教育委員会が主催する各種研修会及び研修講座へ、市内小中学校教職員の積極的な参加を促す。 ・不祥事根絶に向けた継続的で実効性のある研修会を実施するとともに、市内小中学校において、服務規律強化月間を設定し、コンプライアンス（※1）に関し重点的に取り組む内容をすべての教職員で議論し、不祥事根絶と資質の向上に努める。 ・校長研修会、教頭研修会を、毎月実施し、学校経営及び教育上の今日的諸課題についての研修を行う。また、教務主任研修会を計画的に実施し、学校運営を支えるミドルリーダーの育成に努める。 ・教職員のストレスチェックを年2回実施し、実施率100%を目指す。 （※1）コンプライアンス 法律や社会的通念を守ること。		
成果指標		現状値	達成目標
(1) 学校評価における結果を踏まえた改善点まで公表した学校		100%	100%

基本目標Ⅱ 安全・安心で快適な教育環境の整備

施策Ⅰ	学校施設整備の推進		
主な 取組	(1) 学校施設長寿命化計画の推進 「松浦市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設更新の状況や新たな損耗等の状況に照らして計画内容を年次点検し、必要に応じて計画内容を更新する。また、各学校への定期的なヒアリングを実施し、現状を正しく把握して修繕費等の予算確保に努める。 (2) 教育環境の快適化・バリアフリー化 多様な学習内容や学習形態に対応した高機能かつ多機能な教育環境の整備に加え、トイレの快適化、バリアフリー化、地域との連携等、新たな社会的要請に対応するために、教育環境の質的向上を図る。 (3) 学校施設における非構造部材耐震点検 天井材や照明器具、サッシ、外壁などの落下防止対策による非構造部材の耐震化を推進し、児童生徒の安全確保を図る。		
成果指標		現状値	達成目標
(1) 小中学校施設のトイレの洋式化		42.7%	70%
(2) 特別教室の空調整備(理科室・音楽室・家庭科室等)		68.9%	100%
(3) 非構造部材の点検		20%	100%

施策Ⅱ	学習環境整備の推進		
主な 取組	(1) 情報通信機器の計画的更新 市内各学校において、既存の設備(タブレット・パソコン、校務用パソコン、電子黒板、校内サーバー、校内LAN設備等)の経年劣化に対応した更新を計画的・効率的に行う。 (2) ICT 機器の効果的な活用 より高速で安定的な情報通信ネットワーク環境の整備に努めるとともに、文部科学省の整備方針に基づき、教職員用 PC、学習用タブレット、大型提示装置、校務支援システムなど、学校の ICT 環境整備を継続的に実施し、併せてガイドラインに基づき教職員や児童生徒が、安心して ICT を活用できるように各種セキュリティ対策を実施する。		
成果指標		現状値	達成目標
(1) 第 2 期 GIGA 端末(タブレット)の更新		—	100%

施策3	児童生徒の安全確保対策の推進		
主な 取組	(1) 通学路の安全確保 通学路安全プログラムに基づき、市内を3地区に分け、学校関係者や道路管理者、警察等による合同点検を実施し、通学路の危険個所の改善を計画的に実施する。また、その点検結果及び対策一覧表を松浦市ホームページに掲載し、周知を図る。 児童生徒に危険を予測し、回避する能力を身に付けさせるために、各学校において警察等関係機関及び地域との連携を密にし、交通安全教室や避難訓練を実施する。また、通学路安全マップの活用を図り、「入りやすく、見えにくい場所」には立ち入らない等の指導を徹底し、児童生徒の登下校時等の安全に向けて、地域と連携した見守り体制の構築を図る。 (2) 防災教育の推進 学校や地域の実態に即した実践的な避難訓練、また、玄海原子力発電所の不測の事態に対応した避難訓練等を通して、児童生徒が非常時に安全に避難することができる能力を養成するとともに、教職員の対応能力及び指導力の向上を図る。 (3) 市内小中学校における防犯カメラの整備 防犯対策として、未設置校への防犯カメラの設置を進める。		
成果指標		現状値	達成目標
(1) 全小中学校における避難訓練の実施率		100%	100%
(2) (原子力) 防災訓練・安全指導の実施率		100%	100%
(3) 防犯カメラの設置率		25%	100%

施策4	安全・安心な学校給食の提供		
主な 取組	(1) 地域産物(地元産品・県内産品)の活用及び地域の食文化継承のための行事食や郷土料理などの提供の充実 旬の地場産食材を活用することで、学校給食を通じて故郷を大切にする気持ちや食糧生産に関わる人々への感謝の心を育むなど食育を推進する。 (2) 食物アレルギーを持つ児童生徒への適切な対応及び異物混入や食中毒等による事故の防止 「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいた適切な対応を徹底する。 (3) 給食施設の整備 調理員の衛生管理や事故防止に対する知識を向上するための研修を実施し、衛生管理の徹底を図るとともに、施設の老朽化対策(鷹島学校給食調理場の改築)を推進する。		
成果指標		現状値	達成目標
(1) 食材購入重量に占める地元産品・県内産品の割合		地元+県内 79.2%	地元+県内 80.0%
(2) 食物アレルギー及び異物混入等による事故件数		0件	0件

基本目標Ⅲ 自ら求め、学び合う心を培う生涯学習の推進

施策1	生涯学習体制の充実		
主な 取組	(1) 生涯学習・社会教育情報の収集・提供 市民が主体的に学習活動を行えるよう、生涯学習・社会教育に関する情報を収集し、市ホームページや SNS・公民館だより・図書館だより等により広く市民へ周知する。 (2) 学習グループの支援 生涯学習・社会教育活動を行うグループを支援するため、「まつうら出前講座」のメニューをさらに充実させる。		
成果指標		現状値	達成目標
(1)「まつうら出前講座」利用回数及び人数		157 回 2,745 人	150 回 2,700 人

施策2	生涯学習施設の整備		
主な 取組	(1) 公民館の整備と管理運営 松浦市公共施設等総合管理計画に基づき、各地域の生涯学習の拠点となる市立公民館の計画的な整備と適切な管理運営に努める。加えて、市立公民館を含む社会教育施設の長寿命化・トイレの洋式化にも取り組む。 また、地域コミュニティの核となる自治公民館について、施設設備の整備・自主学習活動を支援する。 ・建替え・計画的な修繕（バリアフリー化を含む）が必要な公民館 福島公民館（昭和43年度建設） 御厨公民館（昭和53年度建設） 鷹島公民館（昭和53年度建設） 星鹿公民館（平成 元年度建設）		

施策3	生涯学習機会の提供		
主な 取組	(1) 公民館活動の充実 地域社会における交流の場や生涯学習・社会教育事業を実施する中心的な場として、市民のニーズ・市の施策に対応した公民館事業を推進する。 (2) 多様な学習機会の提供 ・公民館事業のほか、各地域の各種団体と連携した生涯学習・社会教育事業を推進するとともに、市民が学んだ成果を生かすための機会の提供に努める。 ・二十歳の節目を迎えた青年が社会人としての自覚を高めることを目的とした「二十歳の		

	式」を挙げる。 ・市民の国内・国外の異文化との相互交流・相互理解を深めていくため、国際親善協会等の関係団体と連携した人的交流事業を推進する。 姉妹都市のオーストラリア・マツカイ市との交流（一般市民、中高生） 友好交流自治体の北海道鷹栖町との児童交流（小学生） 友好交流自治体の北海道福島町・長野県木曽町との生徒学習交流（中学生）	
成果指標	現状値	達成目標
(1) 市立公民館の利用回数及び利用者数	7,391 回 60,102 人	7,300 回 60,000 人

施策4	図書館運営の充実	
主な 取組	(1) 図書館資料の整備・充実 市民の読書活動や学習・調べ物に対応するため、基本的図書資料からデジタル資料、地域資料等を収集・整備に努める。 (2) 図書館サービスの充実 第二次松浦市読書活動推進計画（2024-2028 年度）に掲げる基本施策の推進について、図書館としての取組を具現化する。 ①家読（うちどく）活動の推進 ②地域で取り組む読書活動の推進 ③学校、認定こども園・保育所等で取り組む読書活動の推進 ④誰もが利用しやすい読書活動の環境整備 ⑤読書活動の普及啓発の推進	
成果指標	現状値	達成目標
(1) 図書蔵書冊数	137,602 冊	139,628 冊
(2) 貸出冊数	99,697 冊	103,020 冊



松浦市立図書館のおとまり読書会

第二次松浦市読書活動推進計画
（2024-2028 年度）



基本目標Ⅳ 明るい社会づくりをめざす人権・同和教育の推進

施策Ⅰ	人権教育の推進		
主な 取組	(1) 人権教育・啓発活動の推進 人権尊重の意識を高め、主体的に人権問題に取り組むことができるようにするため、子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が、人権について学べるよう、人権に関わる研修会・啓発イベント(映画上映会等)を開催する。		
成果指標		現状値	達成目標
(1) 人権啓発イベント参加者数		150 人	150 人

基本目標Ⅴ たくましさ・やさしさをもつ青少年の育成

施策Ⅰ	学校・家庭・地域の連携強化		
主な 取組	(1) 地域学校協働活動の推進 コミュニティ・スクール(CS)となった校区に配置する「地域学校協働活動推進員」の資質向上を図るための研修等を実施し、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」への取組を支援する。 (2) 青少年健全育成組織の活性化の推進 ・学校・家庭・地域をつなぐ青少年健全育成組織(青少年健全育成会・子ども会・PTA・少年センター補導委員連絡協議会等)の活性化を図るため、研修会の共催等を通じた支援を行う。 ・少年センターにおいては、子育て・こども課や学校教育課・警察等と連携し、青少年に関する様々な相談に応じる体制をさらに強化し、親身になって問題解決に努める。 ・少年センター・少年補導委員・防犯協会を中心とした「青パト」活動などにより、子どもたちの見守りをさらに強化する。 (3) ココロねっこ運動の推進 県民運動である「ココロねっこ運動」をより地域に根ざした運動とするため、県・地域・関係機関との連携をさらに強化し、各種イベントや研修会等を通してこの運動への理解が深まる取組を実施する。		

	(4) 有害環境の点検と浄化 ・県少年保護条例に基づき、有害図書等の立入調査を定期的実施する。また、「白ポスト」の設置により、有害図書等の回収に努める。 ・県が養成しているメディア安全指導員の増員・活用を図り、より多くの保護者・児童に対し、インターネット・SNS・メディアとの関わり方に関する指導・啓発を行う。		
成果指標		現状値	達成目標
(1)メディア安全指導員数		2人	4人

施策2	家庭教育の支援		
主な 取組	(1) 家庭教育推進活動の実施 ・保育所・幼稚園や学校等と連携し、就学前から児童生徒期を通じた「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推奨する。 ・公民館講座等において、家庭教育の重要性を認識するための啓発を行う。 ・PTA研修会等での「ながさきファミリープログラム」の実践を推奨し、親同士のつながりを深めるとともに、家庭における生活習慣の確立や親の家庭教育に関する学びを支援する。		

施策3	放課後の子どもの居場所づくりの推進		
主な 取組	(1) 地域子ども教室の充実 ・公民館講座における「地域子ども教室」をさらに充実させ、スポーツ活動・文化活動・学習支援といった子どもの体験活動や交流活動の機会を提供する。 ・「地域子ども教室」と「放課後児童クラブ」（子育て・こども課所管）の連携に努める。		
成果指標		現状値	達成目標
(1) 地域子ども教室小学校区設置率(校区数・教室数・設置率)		9校・8室 100.0%	9校・8室 100.0%の維持

基本目標Ⅵ 健康で活力のある市民を育てるスポーツの推進

施策1	スポーツ施設の整備
主な 取組	(1) スポーツ施設の整備と管理運営 松浦市公共施設等総合管理計画に基づき、市民が安全安心にスポーツに親しむことがで きるスポーツ施設の計画的な整備と適切な管理運営に努める。 ・照明設備のLED化 ・松浦市民運動公園の改修 ・トイレの洋式化

施策2	スポーツ・レクリエーション事業の充実
主な 取組	(1) スポーツ・レクリエーション大会の充実 市民体育大会、市民駅伝大会等のスポーツ・レクリエーション大会について、参加者のニー ズを把握し、効率的な運営・参加者の拡大に努める。 (2) スポーツ・レクリエーション活動の充実 市民誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境を整える。 ・スポーツ推進委員等による「まつうら出前講座」を活用したニュースポーツ教室の開催 ・スポーツテストの実施 ・ニュースポーツ用品の整備 ・プロスポーツクラブ長崎県自治体連携事業 ・「なぎなたのまち松浦」の推進 松浦高校なぎなた部の育成・強化への支援、「まつうら錬成会」の開催、令和7年度開催の 「国民スポーツ大会九州ブロック大会なぎなた競技」の運営支援

成果指標	現状値	達成目標
(1) 大会参加者数 市民体育大会 市民駅伝大会	1,045 人 520 人	1,000 人 550 人
(2) スポーツ施設の利用人数(延べ数) 屋内施設 屋外施設	43,993 人 57,316 人	43,000 人 57,000 人

※ 屋内施設とは、社会体育施設のうち、スポーツセンター、武道館、各市立体育館等の施設。屋外施設とは、運動公園、野球場等。(文化会館は含まない。)

施策3	スポーツ指導者の育成		
主な 取組	(1) スポーツ推進委員活動の充実 地域スポーツの推進を担うスポーツ推進委員の資質向上・スキルアップを図るため、様々な研修・講習会等を実施するとともに、他市町で開催される研修会等への参加を促す。 (2) スポーツ指導者の育成 スポーツ指導者の育成と確保を図るため、スポーツ推進委員、スポーツ団体、学校、関係団体等との連携に努める。		
成果指標		現状値	達成目標
(1) スポーツ推進委員による「まつうら出前講座」の実施回数		37 回	35 回

施策4	スポーツ・レクリエーション活動の支援		
主な 取組	(1) スポーツ団体の育成・支援 ・松浦市スポーツ協会等と連携・協力し、スポーツ・レクリエーション団体の育成を図るとともに、松浦市スポーツ協会主催のスポーツ講演会や、加盟団体が開催する各種大会等を通して、また、文化・スポーツ振興基金の活用等により、市民のスポーツ活動を支援する。 ・スポーツ部門で優秀な成績を収め、又はスポーツの振興に功績のあった団体・個人を文化・スポーツ功労表彰で顕彰することにより、市民のスポーツ熱の高揚につなげる。		
成果指標		現状値	達成目標
(1) 県民体育大会の出場人数		210 人	200 人

基本目標Ⅶ 文化財の保護と文化芸術活動の推進

本市の多様な文化財を総合的・一体的に保存・活用していくことを目的とし、文化庁から「文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」）」の認定を受けた。

市内に所在する文化財を俯瞰しつつ、松浦党と蒙古襲来に関する歴史文化を重視し、重点的かつ総合的なアクションプラン（課題と方針、措置、推進する体制）を設定し、その推進を図る。

アクションプランは、調査研究、保存、活用に分類して課題と方針を設定しており、現在の取組を継続するもの、検討・協議を行うもの、新規に取り組むものに整理している。特に新規事業の実施時期については、Ⅰ期（令和6～8年度）、Ⅱ期（令和9～12年度）、Ⅲ期（令和13～15年度）に分けて進めることとしている。

施策Ⅰ	文化財保存活用地域計画の推進
主な取組	(1) 文化財の調査研究 【調査研究】海との深い関わりの中で育まれてきた松浦固有の歴史文化を深掘りする調査研究の推進を目指す。 (2) 文化財の保存 【保存修復】海とつながる松浦の歴史文化を物語る「ばしょ」・「もの」の文化財の中から緊急性の高いものを見極め、保存修復していくことを目指す。 【継承支援】海とつながる松浦の歴史文化を物語る「いとなみ」の文化財を継承する市民団体を支え、継承していくことを目指す。 【防犯・防災】海とつながる松浦の歴史文化を守るため、文化庁が定めた『防火対策ガイドライン』等を踏まえ、当該文化財の所有者とともに防災・防犯対策の充実を目指す。 (3) 文化財の活用 【公開発信】海と松浦との歴史的な関わりの深さを広く市内外に伝える文化財の公開や歴史文化の情報発信を目指す。 【学校教育・生涯学習】海と松浦との歴史的な関わりの深さを市民中心に伝える学校教育・生涯学習の推進を目指す。 【観光振興】海との深い関わりの中で育まれてきた松浦固有の歴史文化や文化財を活かした観光振興の推進を目指す。 【地域まちづくり】海との深い関わりの中で育まれてきた松浦固有の歴史文化や文化財を活かした地域まちづくりの推進を目指す。
成果指標	
文化財保存活用地域計画におけるⅠ期目標の達成	文化財保存活用地域計画 

文化財保存活用地域計画 I 期目標（抜粋）

松浦市文化財保存活用地域計画の推進 成果指標資料

（同計画に定める措置のうち新規着手する事業。「新」は新規事業化、「検」検討・協議を行うもの。）

I 期（2024-2026）に着手する措置（継続を除く）

調査研究

①調査研究

新

No. 7 「水中考古学の拠点づくり基本コンセプト」を官民協働で検討し、作成する。
◇ I～Ⅲ期 ◇ 民間、行政

新規1件

保存

②保存修復

検

No. 20 将来的に必要な保存・保管施設の規模を検討する。 ◇ I～Ⅲ期 ◇ 専門家、行政

新規1件
検討1件

③継承支援

検

No. 29 地域外からの参加者や支援者、ボランティア等を募集する仕組みを検討する。
◇ I～Ⅲ期 ◇ 民間、行政

新規1件
検討2件

新

No. 30 市民団体等の活動の顕彰及び補助事業により継承の下支えとなるよう市において文化財登録制度を創設する。◇ I～Ⅱ期 ◇ 行政

新

No. 32 継承が危ぶまれ無形の民俗文化財等の記録保存に取り組む。 ◇ I～Ⅲ期 ◇ 民間、行政

④防災・防犯

検

No. 33 国が示すガイドライン等に基づいて文化財保管展示施設として必要な防災対策を検討する。
◇ I～Ⅲ期 ◇ 専門家、行政

新

No. 34 耐震補強や防火対策等が必要かつ可能な文化財の有無を把握し、対策実施を推進する。
◇ I～Ⅱ期 ◇ 行政

新

No. 35 台風や大雨、地震など、災害に備えた取り組みの必要性や取り組み事例などについて周知する。
◇ I～Ⅱ期 ◇ 行政

検

No. 36 各文化財に必要な防災対策、災害時の被災した文化財の処置や避難方法を検討する。
◇ I～Ⅲ期 ◇ 民間、行政

新規6件
検討2件

新

No. 38 被災時は、被害状況の把握に取り組む。 ◇ I～Ⅲ期 ◇ 民間、行政

新

No. 39 被災時は、その規模に応じて、被害状況調査や復旧・対処方法の検討について、国立文化財機構 文化財防災センターへの救援依頼を行う。 ◇ I～Ⅲ期 ◇ 民間、行政

新

No. 40 文化財の災害復旧への支援に取り組む。 ◇ I～Ⅲ期 ◇ 行政

新

No. 41 文化財保護ネットワーク等と連携し、所有者に対して、防犯対策の必要性や対策案などの情報提供に取り組む。◇ I～Ⅲ期 ◇ 行政

活用

⑤公開発信

新

No. 42 松浦市生涯学習センター内郷土資料コーナーを見直し、海と松浦の関りの深さを伝える文化財を本土側でも公開できるように取り組む。 ◇ I～Ⅱ期 ◇ 民間、行政

新

No. 43 公民館や観光施設などを活用して文化財の公開に取り組む。 ◇ I～Ⅲ期 ◇ 行政

検

No. 44 保存処理が完了した鷹島海底遺跡出土遺物の公開手法を検討する。 ◇ I～Ⅲ期 ◇ 専門家、行政

新

No. 46 水中考古学・水中遺跡に関する気運の醸成に向けた講座・講演を開催する。
◇ I～Ⅲ期 ◇ 民間、行政

新

No. 50 地域の歴史文化への関心を高めるため、観光事業や教育事業と連携し、市内外イベント等に参加する。
◇ I～Ⅲ期 ◇ 行政

新規4件
検討1件

⑥学校教育・生涯学習

新

No. 54 鷹島海底遺跡出土遺物のレプリカや文化財を活かした遺跡調査の説明パネルなど、体験学習会向け教材の追加整備を行う。 ◇ I～Ⅱ期 ◇ 行政

新

No. 55 図書館や生涯学習センターと連携したフィールドワークを実施する。 ◇ I～Ⅲ期 ◇ 行政

検

No. 56 小中学校との連携により地域の文化財に触れる機会の拡充を検討する。 ◇ I～Ⅲ期 ◇ 民間、行政

新

No. 58 松浦党、蒙古襲来、鷹島神崎遺跡など歴史、文化財について、出前講座や現地見学時の案内に対応できる人材の育成に取り組む。 ◇ I～Ⅲ期 ◇ 行政

新規3件
検討1件

⑦観光振興

新

No. 59 鷹島海底遺跡を活かした新たな観光プログラムを創出する。 ◇ I～Ⅱ期 ◇ 民間、行政

検

No. 63 松浦党関連史跡や鷹島海底遺跡及び関連文化財を活用した観光ルートを検討する。
◇ I～Ⅲ期 ◇ 民間、行政

新

No. 65 歴史観光ガイド人材育成用ガイドブックを制作する。 ◇ I 期 ◇ 民間、行政

新

No. 66 地域の歴史、文化財について説明できる歴史観光ガイドの育成を支援する。◇ I～Ⅲ期 ◇ 行政

新

No. 68 伝統的ないとなみや地域の食文化を活かした体験型観光の担い手育成を支援する。
◇ I～Ⅲ期 ◇ 行政

新規4件
検討1件

⑧地域まちづくり

新

No. 70 松浦市総合計画や第2期松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略など、まちづくりに関わる上位関連計画の見直しや各種計画の策定作業に対して、地域の歴史文化を踏まえた視点や取り組みなどを提案する。 ◇ I～Ⅲ期 ◇ 民間、行政

検

No. 75 「元寇所縁のネットワーク（仮称）」における広域的な連携事業を関係自治体と協議する。
◇ I～Ⅲ期 ◇ 行政

新

No. 76 史跡や景観を活かしたウォーキングイベント（公民館講座等）を実施する。
◇ I～Ⅲ期 ◇ 民間、行政

新規2件
検討1件

施策2	文化芸術活動の推進		
主な 取組	(1)文化芸術活動の支援 ・文化・スポーツ振興基金の活用等により、市民の文化芸術活動を支援する。 ・市民文化祭の作品展示・舞台発表や令和7年度開催の「ながさきピース文化祭2025」など、市民の文化芸術の発表や鑑賞の場の提供に努めるとともに、文化芸術団体の後継者育成のため、文化協会等と連携して児童生徒が文化芸術に直接ふれあえる場の提供に努める。 ・文化会館においては、平成28年度から導入した指定管理者制度により、民間のノウハウを活かした自主事業をさらに充実させ、多くの市民に舞台芸術の鑑賞機会を提供する。 ・名誉市民・故 辻利平画伯の絵画など、市が所有する美術品の適正管理と活用に努める。 ・文化部門で優秀な成績を収め、又は文化の振興に功績のあった団体・個人を、文化・スポーツ功労表彰で顕彰することにより、市民の文化熱の高揚につなげる。		
成果指標		現状値	達成目標
(1)文化会館利用者数(合計)		61,646 人	60,000 人
ふれあいホール		34,683 人	34,000 人
ゆめホール		19,902 人	19,000 人
リハーサル室		1,481 人	1,400 人
小ホール		4,326 人	4,300 人
その他		1,254 人	1,300 人



ながさきピース文化祭 2025 松浦市プレイベント

第3期 松浦市教育振興基本計画

令和7年3月発行

編集・発行

松浦市教育委員会事務局教育総務課

〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免365番地

電話番号 0956-72-1111

メールアドレス kyouikusoumu@city.matsuura.lg.jp

(内容についての一部補足)

第3章 基本目標達成に向けた施策の展開における成果指標の達成目標数値について

※一部の達成目標が現状値より低い成果指標があります。

P39 基本目標Ⅲ 施策1 (1)「まつうら出前講座」利用回数及び人数

施策3 (1)市立公民館の利用回数及び利用者数

P43 基本目標Ⅵ 施策2 (1)大会参加者数

(2)スポーツ・レクリエーション事業の充実

P44 施策3 (1)スポーツ推進委員による「まつうら出前講座」の実施回数

施策4 (1)県民体育大会の出場人数

P47 基本目標Ⅶ 施策2 (1)文化会館利用者数

以上については、社人研の将来の人口予測を鑑み、計画策定時に検討し、現状維持は達成目標とみなせると判断し、設定したものです。